

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律

律の一部を改正する法律

(平成二十二年五月二十九日法律第四三号)(衆)

一、提案理由(平成二十二年五月二十六日・衆議院本会議)

○小坂憲次君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容の御説明を申し上げます。

(略)

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の勤勉手当の減額に準じて、ことし六月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当を暫定的に減額するものであります。

両法律案は、本日議院運営委員会において起草、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二十二年五月二十九日)

○西岡武夫君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして

て、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、平成二十一年六月に受ける議員秘書の勤勉手当の額を一般職の例に準じて暫定的に減額しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。